

神戸芸術工科大学FD・SD委員会規程

平成27年4月1日

最近改正 令和4年4月1日

(名称)

第1条 神戸芸術工科大学にFD・SD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的及び審議事項)

第2条 委員会は、教員の教育の体系や内容等を充実させるとともに、各教員の教育力を高め教育の質の向上を図る、また事務職員の大学運営及び教育・学生支援活動における能力（企画・運営能力）と資質の向上を図ることを目的とし、次の事項を審議する。

- (1) FD・SDに係る基本方策に関する事項
- (2) 教員の教育の質的向上に係る各種施策の企画・立案及び実施に関する事項
- (3) 事務職員の能力開発推進に係る各種施策の企画・立案及び実施に関する事項
- (4) 職員の研修等の企画・立案及び実施に関する事項
- (5) 教授法及び授業の改善に関する事項
- (6) FD・SDの啓発活動に関する事項
- (7) その他FD・SD活動推進に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 本学専任教員のうちから学長が委嘱した委員 若干名
- (2) 教務課長
- (3) 事業推進課長

2 委員会の委員長は、学長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第4条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。

(所管)

第6条 委員会の事務は、FDに関することは教務課の所管とし、SDに関することは事業推進課の所管とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。